

業務改善助成金 制度説明会・個別相談会

業務改善助成金を県内企業の皆様に有効にご活用いただくため、制度説明会及び個別相談会を開催いたします。是非ご参加ください。

業務改善助成金概要

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資など(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)を行った場合に、その費用の一部を助成します。

※詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

業務改善助成金 で検索



福岡地区
8月17日(火)
14:00~16:00
福岡西総合庁舎
(福岡県福岡市中央区赤坂1-8-8)

筑後地区
8月24日(火)
14:00~16:00
久留米総合庁舎
(福岡県久留米市合川町1642-1)

北九州地区
8月23日(月)
14:00~16:00
小倉総合庁舎
(福岡県北九州市小倉北区城内7-8)

筑豊地区
8月27日(金)
14:00~16:00
飯塚総合庁舎
(福岡県飯塚市新立岩8-1)

参加費無料 各回定員20社 いずれも先着順
(要事前申込) (個別相談会は各回定員6社)



説明会のタイムスケジュール

第1部 「業務改善助成金」の制度説明
(14:00~15:00) 福岡労働局雇用環境・均等部企画課

第2部 社会保険労務士による個別相談会
(15:00~16:00) (1社あたり30分程度・各回定員6社まで)

※第2部(個別相談)の申込みは開催日の平日3日前までをお願いします。

◎ 業務改善助成金の制度、支給要件等に関するお問合せ

福岡働き方改革推進支援センター
福岡労働局雇用環境・均等部企画課

☎0800-888-1699 (平日9:00~17:00)
☎092-411-4717 FAX092-411-4895

◎ 説明会に関するお問合せ

福岡県福祉労働部労働局労働政策課

☎092-643-3587 FAX092-643-3588

参加に当たっては業務改善助成金をご活用いただける事業場の要件をご確認ください。

- ☑ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
※福岡県内事業場の場合：令和3年8月時点で事業場内最低賃金が842円～872円の事業場
- ☑ 事業場規模が100人以下であること
- ☑ 事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上にかかる設備投資などを行う予定があること



生産性向上の設備投資の例

- POSレジシステム、自動釣銭機
導入前：入金・売上の集計や、領収書、釣銭支払等、作業時間が長くなっていた。
導入後：精算業務が自動化され時間短縮されることにより、顧客の回転率も向上した。
- フォークリフト・特種用途自動車類（それに準ずるもの含む。）
導入前：荷物の運搬や積み下ろし作業に時間がかかっていた。
導入後：一度に大量の重量物等を運ぶことができ、作業時間が短縮した。
- テーブルオーダーシステム
導入前：テーブルまで従業員が行き注文を取っていたため、時間がかかっていた。
導入後：顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

お申し込み方法

WEBでのお申し込み

県庁ホームページにアクセスし、案内に従ってお申し込みください。

URL

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/gyoumukaizen/setsumeikai.html>

業務改善助成金 福岡県 説明会

で検索



TELでのお申し込み

福岡県福祉労働部労働局労働政策課にご連絡ください。

☎092-643-3587

- ❖ いただいた個人情報は本説明会開催以外の目的で使用することはありません。
- ❖ 参加に当たっては新型コロナウイルス等感染症対策にご協力をお願いいたします。
 - ・ 発熱等の症状がみられる場合は、参加をお控えください。
 - ・ 会場内ではマスクの着用・手指消毒等のご協力をお願いします。